

可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定及び温室効果ガス排出量算定システム 作成業務委託仕様書

1. 業務名称

可児市ゼロカーボンシティ推進計画策定及び温室効果ガス排出量算定システム作成業務委託

2. 業務目的

本市は、本年6月に可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）を改定し、2013年度比で、2030年度温室効果ガス排出量46%削減、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの目標を掲げ、7月5日にゼロカーボンシティ宣言をした。

2050年を見据えて、区域施策編の取組みをより実効的なものにするため、施策の進め方を明確にするとともに、施策の実施による温室効果ガス削減量の算出により、削減効果が見える化することによって市民、事業者、行政が一体となって意欲的に脱炭素に対する取組みを進めていけるよう推進計画を策定することを目的とする。

また、毎年度の市内の温室効果ガス排出量を算出し、進捗管理等を行うため、温室効果ガス排出量算定システムを作成する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4. 業務内容

以下の（1）から（4）についてそれぞれ報告書を作成する。（6）についてはエクセル等により作成する。

（1）施策実施による温室効果ガス削減量の算定

市が区域施策編から抜粋した施策の中から、協議により、温室効果ガスの削減量が算定できるものについて、施策の実施による温室効果ガス削減量を算定する。また、吸収源対策による吸収量についても算定する。

吸収量の算定については、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編（令和4年3月）」により算出する。

（2）再生可能エネルギー導入目標の作成

地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギーの検討結果を踏まえ、2050年ゼロカーボンシティの実現に必要な再生可能エネルギーの導入に関する目標設定を行う。

（3）追加で必要な施策及び指標の検討

2050年を見据え、区域施策編の施策実施による温室効果ガス削減量及び森林等の吸収量を踏まえ、ゼロカーボンシティの実現に必要な追加施策及び指標の検討を行う。

（4）2050年までのロードマップの作成

（1）～（3）を踏まえ、2030年度の46%削減、2050年のゼロカーボンシティを達成した状態の市の将来像を描き、その将来像を実現するためのロードマップを作成する。このロードマップについては、本市の市政経営計画に関わってくるものであり、作成に

あたってはゼロカーボンシティ推進計画策定委員会及び市総合政策課と十分協議をするものとする。

(5) ゼロカーボンシティ推進計画策定委員会への出席

ゼロカーボンシティ推進計画策定委員会に出席し、資料提供や助言を専門的知見から行う。委員会は、月1～2回程度を予定している。

(6) 温室効果ガス排出量算定システムの作成

これまで市が使用してきた温室効果ガス排出量算定システム（エクセル）に基づき、毎年度の温室効果ガス排出量を職員が既存の統計数値等の入力により簡易に算出できるよう、算定システム及びマニュアルを作成する。作成にあたっては、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編（令和4年3月）」の内容に沿って行うこと。

5. 成果品等

(1) 本業務の成果品として、以下を提出すること。

① 4.（1）から（4）までの業務報告書（印刷物） 3部

② 4.（6）のシステム（電子データ）及びマニュアル（印刷物） 3部

③ 上記の電子データ（編集が可能であるデータ）一式

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

(3) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(4) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記すること。

6. 提供資料

(1) 可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）から抜粋した年度ごとの実施施策

(2) 現在使用している温室効果ガス算定システム（エクセル）

7. 本業務に係る留意事項

(1) 4. 業務内容（1）から（4）については、市民、事業者に分かりやすく、今後啓発に活用できるものにする。

(2) 本仕様書に明示無き事項や業務上の疑義又は変更が生じた場合は、協議により業務を進めるものとする。

(3) 本業務の実施にあたっては、市と十分協議した上で行うこと。

8. 実施体制

総括責任者を1名のほか、必要な実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、受注期間中は、市と緊密な連絡及び運営体制を構築すること。

受託者は、契約締結後、速やかに実施計画（実施体制表、事業計画、スケジュール表等）及び連絡体制（緊急時含む）を作成し、市に提出すること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者及び従事者は、可見市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 23 号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また契約終了後も同様とする。
- (4) 市は、業務の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当該業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（新型コロナウイルス感染症含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否又は業務の内容について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。